

知的障害者旅客運賃割引規程

目 次

	頁
第1条 適用範囲 -----	1
第2条 知的障害者 -----	1
第3条 介護者 -----	1
第4条 割引乗車券の種類 -----	1
第5条 取扱区間 -----	2
第6条 割引率 -----	2
第7条 割引乗車券の購入申込み -----	2
第8条 介護者の同行 -----	2
第9条 割引乗車券の旅客運賃の払戻し -----	2
第10条 療育手帳の携帯 -----	2
第11条 その他の取扱方 -----	2

知的障害者旅客運賃割引規程

(適用範囲)

第1条 この規程は、知的障害者が単独又は介護者とともに、新交通ゆりかもめ（以下「社線」という。）各駅相互間を乗車する場合に適用する。

(知的障害者)

第2条 この規程において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれよりも重い者をいう。

ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。

ただし、日常生活において常時介護を要する程度の者とは、次のいずれかに該当するものをいう。

A 日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別の指導及び介護を必要とする者

B 失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者

イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要し、かつ、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者で、その障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5の1級から3級までに該当するもの

(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

(介護者)

第3条 知的障害者が、第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する12歳未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

ただし、東京都が発行する療育手帳（以下「愛の手帳」という。）の交付を受けている知的障害者は、この規定にかかわらず、知的障害者1人に対し1人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、社員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と一緒に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券（以下「割引乗車券」という。）の種類及び発売の条件は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券 第1種知的障害者及び12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3) 回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

- 2 愛の手帳を提示した知的障害者及び介護者に対しては、前項に規定する発売の条件を満たさない者であっても、割引乗車券を発売する。
- 3 介護者に対する割引乗車券の種類、乗車区間及び有効期間は、前2項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。
(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、知的障害者に対して片道の割引普通乗車券を発売するときは、介護者に対して往復の割引普通乗車券を発売することができる。

(取扱区間)

第5条 知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、社線各駅相互間とする。

(割引率)

第6条 知的障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 知的障害者が割引乗車券を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に提示し、口頭又は適宜な用紙で申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、知的障害者とその介護者とが同一の列車に乗車する場合に限り有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払戻し)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券の旅客運賃の払戻し並びに乗越し、方向変更は、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取扱う。

(療育手帳の携帯)

第10条 知的障害者又はその介護者が割引乗車券で乗車する場合は、療育手帳を携帯して、社員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年8月30日から施行する。